

第 8 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年11月10日(火) 午後3時05分			
開催場所	湯梨浜町役場 講堂			
出席委員(10名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員		4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員		8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(2名)	3番 横川 力 委員	7番 山本美代子 委員		
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 藤田 晋也			
提案議案	第30号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第32号議案 非農地の現況証明について 第33号議案 農用地利用集積計画の決定について 第34号議案 農用地利用配分計画の策定について 第35号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>事務局</p> <p>会長 議長 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今から、令和2年度第8回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、10人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>それでは進行致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めさせていただきます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長が指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には10番尾川寛信委員、そして12番の下田健一委員の両名を指名させていただきます。宜しくお祈りを致します。なお会議書記におきましては、藤井事務局長及び藤田副主幹の方へお祈りを致します。</p> <p>次に会期の決定についてをお諮り致します。この総会の会期は令和2年11月10日、本日1日限りと致します。これにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、この総会の会期は本日1日限りと致します。</p> <p>次に日程3番、報告事項に入ります。第1号「農地転用現況確認状況」について。このことについて説明してください。</p> <p>報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」を説明します。</p> <p>次のとおり農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したため、その状況を報告するものです。</p> <p>（資料は2-1頁）</p> <p>番号1 転用者 はわい長瀬●●。土地の表示 はわい長瀬——、地目 畑、面積は727㎡。転</p>

<p>第 2 号 認定電気通信事業者が行う中 継施設等の設置に伴う農地転 用の届出について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>用目的は一般住宅。許可指令年月日及び番号、並びに確認書交付年月日は記載のとおりで、令和 2 年 7 月 12 日建築工事完了です。参考に、航空写真による位置図を 2-1 につけておりますのでご確認ください。</p> <p>(資料は 2-2 頁)</p> <p>番号 2 転用者 宇谷●●。土地の表示 大字宇谷——、地目 畑、面積は 252 m²。転用目的は駐車場。許可指令年月日及び番号、並びに確認書交付年月日は記載のとおりで、令和 2 年 9 月 18 日造成・整地工事完了です。</p> <p>番号 3 転用者 番号 2 と同じく宇谷●●。土地の表示 大字宇谷——、地目 畑、面積は 252 m²。転用目的は道路。許可指令年月日及び番号、並びに確認書交付年月日は記載のとおりで、令和 2 年 9 月 18 日造成・整地工事完了です。航空写真による位置図を 2-2 頁に添付しております。</p> <p>(資料は 2-3 頁)</p> <p>番号 4 転用者 田後●●。土地の表示 大字田後で議案書に記載の 5 筆で、面積の合計は 1,934 m²。転用目的は駐車場。許可指令年月日及び番号、並びに確認書交付年月日は記載のとおりでございます。平成 18 年建設工事完了です。航空写真による位置図は 2-3 頁です。</p> <p>なお、番号 4 につきましては、登記地目が転用事業完了後も農地のままでしたので、土地所有者が地目変更登記を行うために願い出されたものでございます。報告事項第 1 号につきましては以上であります。</p> <p>続きまして、報告事項第 2 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について」。説明してください。</p> <p>報告事項 第 2 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び同法施行規則第 29 条第 16 号に規定する中継施設等を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は、3-1 頁、資料 1 1～3 頁)</p> <p>番号 1 届出人 東京都世田谷区●●株式会社。土地の所在 大字川上——、現況地目は畑、面積は 790 m²の内 1.44 m²。転用事業の内容は附記に記載のとおりです。</p> <p>頁をめくって頂き 3-1 頁が航空写真による位置図です。東郷運動公園入口の向かいになるんですけども。そう云った場所で、別添資料 1 をご覧頂けますでしょうか。資料 1 の 1 頁目が公図で</p>
---	-------------------	--

<p>4 議事 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>(議長)</p>	<p>ございます。それから 2 頁目が設備設置のイメージ図、こんな風に建てますよと云う事。それから 3 頁目が設置する無線基地局の構造図であります。電信柱みたいなものがございますけれども。そう云ったものを建てると云う事でございます。説明は以上であります。</p> <p>以上で報告事項の説明が終わりました。なお、報告事項でございますので、皆様方にご了解して頂く訳でございますけれども、皆さんの方からお尋ね、ご質問等ございましたら、どうぞ挙手の上発言をして頂きたいと云う風に思います。どうぞ。</p> <p>それでは、無い様でございますので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程 4 番、議事に入ります。議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は、埴見●●、譲渡人は、倉吉市●●。土地の所在は記載の大字門田の 3 筆でございまして、面積は合計 1,735 m²。権利取得後の経営面積は 32 アールで、贈与による所有権移転であります。</p> <p>申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明は、以上で終わります。ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は無い様でございます。それでは質疑を終結して、これより採決を行います。議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案のとおり可とすることに賛成の委員の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員が挙手でございます。従いまして議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決を致しました。</p> <p>次に、議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それ</p>
---	--	--

<p>農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>では説明をしてください。</p> <p>議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁、資料 1 4～6 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字宇谷——、現況地目は畑、面積は 126 m²です。転用計画の用途はその他の業務用地。施設概要は駐車場及び農機具置場です。建築物の計画はありません。譲受人は、宇谷●●。譲渡人は、宇谷●●。契約内容は、売買による所有権移転であります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は住宅等が連たんする区域に近接する区域であります。許可根拠規定は集落接続。都市計画区分は区域外で、公共投資はありません。</p> <p>事業内容は、3 台分の駐車場と農機具置場を整備し、2 段積みのコンクリートブロックを延長 23m で設置するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者はありません。</p> <p>本冊、頁をめくって頂きまして 5-1 が航空写真による位置図です。それと別冊資料 1 の 4 頁目に現地の写真をつけております。赤く縁取りをしている場所でありまして。5 頁が公図。6 頁目が土地利用計画図です。本冊 5 頁に戻って頂きまして。</p> <p>(資料は、5-2 頁、資料 1 7～17 頁)</p> <p>番号 2 土地の所在 大字久留——ほか 4 筆。現況地目は畑、転用面積は合計で 1,430 m²。</p> <p>土地の詳細を申し上げますと、大字久留——のほか、大字久留——、こちらが 630 m²。大字久留——、これは 278 m²。大字久留——が 94 m²。この 4 筆が譲渡人 赤池●●。そしてもう 1 筆、大字久留——、面積が 37 m²ですけれども。こちらは譲渡人 久留●●であります。</p> <p>転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売分譲住宅 7 棟です。建築面積は合計で 289.80 m²。譲受人は、倉吉市 株式会社●●。譲渡人は、先ほど申し上げました記載の 2 名です。</p> <p>契約内容は、売買による所有権移転で、立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は住宅等が連たんする区域内であります。</p> <p>許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公</p>
-------------------------------	------------	--

		<p>共投資ありです。</p> <p>事業内容ですが、全体事業面積は転用申請の 5 筆の他に宅地 1 筆を含んで 1,907.20 m²。建売住宅 7 棟で建築面積が 41.40 m²のものが 7 棟、駐車場は各 3 台～4 台。造成地内に両端が町道に接続する幅員 6mの道路を設けます。土留めとして、C Bブロックを延長 126.3m設置します。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 5-2 が航空写真による位置図です。赤い縁取りが本申請に係る農地でございます、隣接する青色で囲った宅地を含んで事業を行うものであります。</p> <p>資料 1 の 7 頁目に現地の写真を付けておりますけれども。頁をめくって頂き 8 頁目が公図。黄色が農地の申請地で、赤は宅地部分でございます。9 頁目が土地利用計画図。真ん中に道路があるのを見て取れると思いますけども、両端が接続するのが町道でございます。10 頁目が造成計画平面図。こちらの方にC Bブロックだとかが記載がございます。そして 11 頁目が計画縦断面図でございます。右側が南側。図面の左側が北側と云う様な格好で、南側に向かって下がって来ると云う様な事でご確認が頂けるかと思っております。12 頁が標準横断面図で、境界にはC Bブロックを設置して雨水による隣地への土砂流出を防ぎますし、造成地内の雨水は中央の道路にある両側のU字溝により南側の町道幼稚園南線の道路側溝へ排出します。13 頁は部材の構造図。14 頁が上水道と下水道の計画平面図で、赤い線が上水道、青い線が下水道です。それぞれ点線で図示してありますけども。そして 15 頁目が申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図であります。16 頁と 17 頁が建物の立面図です。建物自体が 2 タイプあるものですから、16 頁目と 17 頁目と云う事で掲載をしております。</p> <p>以上が番号 2 についての説明でございます。本冊 5 頁に戻って頂きまして、番号 3 であります。 (資料は、5-3 頁、資料 1 18～22 頁)</p> <p>番号 3 土地の所在 大字久留——と——の 2 筆なんですけども。現況地目は畑、転用面積は 2 筆の合計で 174 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売住宅であります。建築面積は 41.40 m²。</p> <p>譲受人は、番号 2 と同じく倉吉市 株式会社●●。譲渡人は、赤池●●。契約内容は、売買による所有権移転で、立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は住宅等が連</p>
--	--	---

		<p>たんする区域内であります。許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資あります。</p> <p>事業内容は、建売住宅 1 棟、駐車場 3 台。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 5-3 が航空写真による位置図です。現地の写真は、別添資料 1 の 18 頁をご覧ください。頁をめくって頂き 19 頁が公図。20 頁目が土地利用計画図であります。ご覧頂いているとおり町道に接しておりますので、雨水は町道の道路側溝に排出すると云う事でご理解頂けるかと思えますし、頁をめくって頂きまして 21 頁目が周辺の上水道と公共下水道の管路図です。そして 22 頁目が建物立面図でございます。</p> <p>本申請につきましては、雨水は隣接する町道の側溝へ排出し、汚水については公共下水道へ排出するものでありますので問題は無い。そして北側に農地がありますが申請地より高い位置にございますので、雨水による土砂がそちらの方に流入する恐れはございません。</p> <p>以上、番号 1 から番号 3 までの申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上であります。</p> <p>議長 はい。それでは以上で説明が終わりました。引き続き、現地確認委員による調査報告をして頂きます。</p> <p>尾川委員 それでは番号 1 番、受付番号 132。この案件を、10 番の尾川委員より現地確認の報告をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>議長 はい。本日 12 時 30 分から会長、職務代理、清水委員、尾川、井坂推進委員と事務局 2 名の合計 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>議長 本冊 5-1 を見て頂けますでしょうか。ここは周りに農地とかもありませんので、農地への支障も無いと思えます。そして資料 1 の 4 頁を見て頂けますでしょうか。畑として今は綺麗になっていますが、先ほど説明した様に他の農地への支障も無い様ですので、この計画を認めることについては問題が無いと考えます。審議のほど宜しくお願い致します。</p> <p>議長 それでは次に番号 2、受付番号 145。この案件を 9 番の清水委員より、現地確認の報告をお願</p>
--	--	--

	<p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>井坂推進委員</p> <p>議長</p>	<p>い致します。</p> <p>本冊の 5-2 を見てください。右下の方、白いのと青いのがありますが、SA 羽合です。横の道路が県道と国道 179 号です。その左上の方、赤く塗ってあるのが申請地です。資料 1 の 7 頁を見てください。左下の写真がありますが、正面に黒い屋根の建物があるんですけど。それは造成地内の道路を作るために取り壊される建物です。</p> <p>次に 10 頁を見てください。南北に町道があるんですけども、町道を繋ぐために、その造成地内道路が出来る図面です。6m 道路がつくと云う。その左上にある建物を取り壊して、東西に 7 つの建売住宅を作るものです。</p> <p>現場ですけども、砂地です。スプリンクラーはまだ残っております。それは、土地改良区の意見書もついておりますし、雨水については砂地ですので浸透して行くので、隣地へは漏れ出すことは考えられませんし、南側の方にも側溝が有りますので雨水については問題が無いと思います。周りも、先ほど言われましたけど、ブロックで囲われる様ですので、計画を進めても問題は無いと考えます。以上です。</p> <p>はい。それでは次に番号 3、受付番号 146。この案件を 16 番井坂推進委員より現地確認の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>本日、初めての現地確認と云う事で、今日同行させて頂きました。初めての事でまだ皆さんに教わりながらついて回った様な訳でございます。</p> <p>この申請につきましては、農地法第 5 条の規定による申請でございます。その所在としては、湯梨浜町大字久留——。ここは、周りには他の農地は無く、これ一点でございますので、何も問題は無いと思います。確認致しました。以上でございます。</p> <p>それではこれで現地確認委員による報告を終わります。</p> <p>それでは、ただ今より一括して。1 番、2 番、3 番とある訳でございますけども、一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑はございませんか。無いのかな。それでは無い様でございますので、これで質疑を終結して、そして採決を行います。議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p>
--	---	--

<p>議案第 32 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>全員が挙手であります。よって議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定を致します。</p> <p>次に議案第 32 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第 32 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1、6-2 頁、資料 1 23、24 頁)</p> <p>番号 1 申請人は国信●●。土地の所在 大字石脇——。地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 460 m²。もう一筆 大字筒地——。地目は台帳 田、現況 原野、面積は 186 m²。何れも 20 年以上前から放置され、原野となっている状況でございます。</p> <p>頁をめくって頂き、6-1 が石脇の航空写真による位置図でございます。鉄道南側の水田の東側山の方になります。それで、石脇食鶏団地に至る道の途中と云う事でございます。そして次の頁 6-2 が筒地の位置図です。筒地から原へ通じる泊農免道路と云うのがあるんですけども、そちらの道路沿いでございまして。石脇の水田の谷筋の方をですね、ずっと遡って行った奥に位置しています。そして現地の写真は、別冊の資料 1 の 23 頁が石脇で、24 頁が筒地の写真でございます。何れの場所も正確な位置が把握できない状況で、点々でさせて頂いている状況でございます。</p> <p>続いて。</p> <p>(資料は 6-3 と資料 1 の 25 頁)</p> <p>番号 2 申請人は、はわい長瀬●●。土地の所在 大字久留——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 182 m²。平成初期の頃、農業用倉庫を建て、以後耕作をしていない状況です。</p> <p>こちらは頁をめくって頂き、6-3 が航空写真による位置図でございます。それから現地の写真については、別冊の資料 1 の 25 頁でございます。ご確認を頂ければと思います。</p> <p>続いて、本冊に戻って頂きまして。</p> <p>(資料は 6-4 と資料 1 の 26、27 頁)</p> <p>番号 3 申請人は門田●●。土地の所在 大字門田——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 205 m²。20 年以上前から耕作できない荒廃状況となっているものです。</p> <p>頁をめくって頂き、6-4 が航空写真による位置図でございまして、門田集落の南西側にござい</p>
----------------------------------	---------------------	---

ます斜面、山の中腹と云う事になります。そして集落左端の道にですね、青く、黒っぽくなっておりますけども、丸囲いしてありますが、現地へは到達できない状況にありますものですから、その印を付けている場所から状況写真を撮影しております。と云う事で、現地の申請地手前の写真は資料 1 の 26 頁をご覧くださいでしょうか。ご覧の様に、通作道が無くなってしまっている状況なんですけども。矢印の所に本来は赤線があるんですけども、手が掛けられて無いと云うか、人が通った後が全く見受けられないと云う状況でございました。

それから次の 27 頁目にですね、これはインターネットで入手を致しました航空写真でございます。丸印を付けているのが、申請地付近であろうと云う場所でございます。

続いて、本冊に戻って頂きまして、番号 4 を説明させていただきます。

(資料は 6-5 と資料 1 の 28 頁)

番号 4 申請人は田後●●。土地の所在 大字田後——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 596 m²。30 年以上前から耕作を止めており、駐車場や資材置場として使用している状況と云う事でございます。

頁をめくって頂き、6-5 が航空写真による位置図でございまして、丸 4 と書いております赤斜線をつけております。双所ありますけれども、右側の場所の方でございまして。番号 4 と番号 5 を 1 枚の写真でさせて頂いております関係で、その様に書かせて頂いておりますけども。現地の写真につきましては、別冊の資料 1 の 28 頁でございます。

続いて。

(資料は 6-5 と資料 1 の 29 頁)

番号 5 申請人は田後●●。土地の所在 大字田後——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 82 m²であります。平成 17 年に駐車場が整備されたことにより耕作できない土地となり、現在に至るものであります。

そして頁をめくって頂き、先ほどご覧頂きました 6-5 頁。航空写真による位置図で、丸 5 と云う事で。駐車場の上方に書いております、そちらの方でございまして。また現地の写真につきましては、別冊の資料 1 の 29 頁でございます。駐車場がちょっと写ってるかと思っておりますけども。

また本冊に戻って頂き。

(資料は 6-6、6-7 と資料 1 の 30、31 頁)

	<p>議長</p> <p>尾川委員</p>	<p>番号 6 申請人は倉吉市●●。土地の所在 大字門田——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 589 m²。 もう一筆 大字門田——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 329 m²。</p> <p>まず大字門田——ですけれども、こちらは 40 年以上前から農地として使用しておらず、竹林となっているものであります。それから大字門田——は、20 年前頃から農地として使用しておらず、山林となっているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、6-6 が大字門田——の航空写真による位置図でございまして、白檜地区の南西ですが、山裾の傾斜地に位置しております。現地の写真は資料 1 の 30 頁をご覧頂けますでしょうか。</p> <p>その 30 頁の写真ですけれども、申請地の斜面下手側は保全管理されております。右下の写真は申請地の南側から北に向かって、位置図的には下側から上に向かって写した写真でございます。それから左下の写真は、右下の写真よりももう少し右側に振って写したものです。それから左上の写真は下手側、東側から傾斜地上側、西側に向かって写しております。と云う事で申請地は左上の写真の奥側に見えますとおり概ね竹林となっている状況でございます。</p> <p>それからもう一筆の方ですけれども、大字門田——ですが。本冊の 6-7 が航空写真の位置図でございまして。北野神社のある高台に広がる果樹園地帯でございます。現地の写真につきましては、資料 1 の最終頁 31 頁です、ご覧の様な状況となっております。</p> <p>参考までにですね、この度の非農地証明願いの出ております土地の内ですね、番号 1 の石脇。これが農地パトロールで、今までの農地パトロールで B 分類になっております。それから番号 2 の久留、こちらも B 分類になっております。それから番号 3 の門田、こちらも B 分類になっております。あとそれから大字門田——、並びに大字門田——。それぞれ B 分類と云う事になっております。田後については B 分類と云う訳ではありませんし、筒地につきましても B 分類と云うことにはされておられません。取り敢えずそう云う状況にあると云う事はご報告をさせて頂きまして、説明は以上でございます。</p> <p>はい。以上で議案第 32 号の説明が終わりました。引き続き現地確認委員による調査報告をして頂きます。それでは番号 1 の 1-1 の案件を 10 番の尾川委員より、現地確認報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。先ほど申し上げました様に、会長、職務代理、事務局等、7 名で現地確認に行つて参り</p>
--	-----------------------	---

	<p>議長 尾川委員</p>	<p>まして。6-1 それから別冊資料の 23 頁を見て頂けますでしょうか。</p> <p>20 年以上前から耕作はされておらず、先ほど事務局からも説明があったとおり農地パトロールでは B 判定となっております。地目が変更されていないだけです。非農地として認めることには問題無いと思います。以上です。</p> <p>はい。それでは続いて、番号 1-2。これを同じく 10 番尾川委員より報告をしてください。</p> <p>はい、報告します。6-2 の航空写真を見て頂けますでしょうか。この道-1 と書いてあるのが、筒地から原の方に抜ける農免道路でございます。これ、もう原野化しておりまして。書いてあります様に、20 年以上耕作されていないと云う事で、とても足を踏み入れることが出来ない様な程荒廃しております。これも地目変更がなされていないだけです。非農地として認めることに問題は無いと考えます。以上でございます。</p>
	<p>議長 清水委員</p>	<p>はい。次に番号 2 番。この案件を、9 番の清水委員より報告して頂きます。</p> <p>番号 2 の、はわい長瀬の分ですけど。資料 1 を見てもらったら分かり易いかと思います。資料 1 の 25 頁です。</p> <p>上の写真ですけど。平成初期に農業用倉庫を建てられた土地があったんですけども、その土地右側の方の土地が今回の申請の土地です。それで、以前に総会でありましたけども、その空き地の奥側の方に認定電気通信事業者の無線基地局が建つ予定地です。見ても分かる通り、農地として使える土地じゃないと云う事を確認しました。以上です。</p>
	<p>議長 清水委員</p>	<p>はい。それでは次に、番号 3 番の案件を同じく 9 番清水委員より報告して頂きます。</p> <p>3 番を報告させて頂きます。大字門田——ですけども。これも資料 1 の方の 26 頁を見てください。これも 20 年以上前から耕作してなくて、荒れた状態の土地と云う事で。事務局から説明がありましたが、赤線って云う、人が通る様な農道が、登山道みたいなものが作ってあるんですけども。現在は竹が倒れていたり、もう誰も通っていない様な状態です。かなり奥まった所、現場にも行けない様な奥まった土地で。農地から除外しても、地目変更されて差し支えないと思われました。以上です。</p>
	<p>議長 尾川委員</p>	<p>はい。次に番号 4 番の案件を、10 番尾川委員より報告して頂きます。</p> <p>はい、報告します。本冊 6-5 頁を見て頂けますでしょうか。航空写真で丸 4 の所になっております。田後公民館の隣と申しますか、パチンコ屋の近くでございます。それで、資料別冊 28 頁</p>

	<p>議長 清水委員</p>	<p>を見て頂けますでしょうか。</p> <p>ここは車付も良く、良い所なのですが、30年以上駐車場や資材置場として使用されていて、これを農地として出来ても、引き続き農地として維持して行く事は極めて困難だと感じました。よって非農地として証明しても良いのではないかと思います。</p> <p>はい。それでは次に番号5番の案件を、9番の清水委員より報告をしてください。</p> <p>はい。大字田後——の●●さんの土地ですけど。これは資料1の29頁を見てください。ちょっと分かり難いかもしれないですけども。平成17年にパチンコ屋が出来た時に、と云うか、駐車場の隣の土地です。ちょっと写真では分かり難いんですけども、下の写真の下の方に2反窪の水田がありまして。そこに通じる道路なんです。それで、これは農地にしちゃうと水田にも行けないですし、今後農地にはならないんじゃないかと云う事を感じました。農地から除外しても良いんじゃないかと思いました。以上です。</p>
	<p>議長 尾川委員</p>	<p>それでは、沢山ございますが、番号6番。6-1番、●●さんの申請でございますが、大字門田——の案件でございます。この案件を10番尾川委員より報告をしてください。</p> <p>はい、報告します。本冊6-6頁を見て頂けますでしょうか。航空写真です。右側の広い道が倉吉駅から知坂を下って来た所でございます。それで、その先に●●会社の駐車場が見えます。その手前を左に入った所で。</p> <p>別冊資料の30頁を見て頂けますでしょうか。先ほど事務局の方からも説明がありましたとおり、土地のほとんどが竹林化しております。下の方は、この綺麗になっている所は、隣の人に迷惑を掛けたらいけないと云う事で、地主の人が何とか草を刈って維持をしておられます。</p> <p>それで、40年以上前から農地として使用しておられず、農地として復元出来ても引き続き維持して行く事は極めて困難だと感じました。以上です。</p>
	<p>議長 尾川委員</p>	<p>はい。では引き続いて6-2。この案件を、10番尾川委員より報告をしてください。</p> <p>はい、報告致します。本冊6-7を見て頂けますでしょうか。ここも別冊では31頁をご覧頂けますでしょうか。</p> <p>現況としては、もう山林化しております、第1に農地として復元不可能じゃないのかなと思います。そして車も入れる様な状態ではございません。人がやっと一人歩ける様な状態で。この土のうが積んである様に、道としても機能していない様な状態でございますので。これも農地と</p>

	<p>議長</p> <p>山下昇推進委員 議長</p> <p>山下昇推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>山下昇推進委員 事務局</p> <p>山下昇推進委員 事務局</p> <p>山下昇推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p>	<p>して復元出来ても、復元して行く事も困難だと思われまますので、非農地化は致し方ないかなと思います。以上です。</p> <p>はい。それでは以上で現地確認委員による報告を終わります。現地確認委員の方、ご苦労様でございます。</p> <p>それではただ今より、一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。山下昇推進委員、どうぞ発言してください。</p> <p>5番の関係の事ですけども。6-5頁です。●●さんが大字田後——を申請しておられますけども、その左隣の土地は今回関係ないかもしれませんが。現地調査をされて、同じ様な状況だったのかなと思ひまして、質問です。</p> <p>はい。この件について説明してください。</p> <p>本日の現地確認では、その土地の東側から見たもので皆さんには見えてないと思うんですけども。事務局の方は反対側からも確認をしております。全く同じ状況なんですね。畑が作ってあるとかそう言うものではなくて、清水委員から報告がありましたとおり、パチンコ屋の駐車場の東側にある水田に機械を入れるために道として使っておられる様な状況でございます。折があれば、地主さんの方に「非農地証明願いを出されませんか。」と云うことで勧めるべき土地であるという風に事務局では認識しております。</p> <p>土地の所有者も別の方ですかね。</p> <p>別の方が所有者ですので、この度の申請には全く名前が出て来る方ではなかったものですから、取り敢えずは触れてはおりませんけども。</p> <p>利用されていたのか、不思議なくらいですね。</p> <p>折があれば、地目変更の方を勧めたいと云う風に考えております。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>その他に、ございますか。はい、山本正義推進委員どうぞ発言してください。</p> <p>番号6-2、門田の分だけど。前は梨園だったが、とっても大きな木になって、山林で。非農地って。ちょっとそこが分からないので聞いて見たくて。</p> <p>はい。それでは説明してください。</p>
--	--	--

<p>議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	事務局	<p>6 番の申請、2 筆の内、二つ目の大字門田——の分ですよね。申請者は相続した農地を、自分もどうしようもないと云うことがあって。調べてみたら、もう農地として使える状態ではなかったので非農地証明願いを出して来られたと云うことなんですけれども、まず。</p>
	議長	<p>それで大字門田——につきましては、事実上、木が大きくなって山林になってると。自分が相続する以前の情報と云うのは持ち合わせておられないので、少なくとも 20 年以上前から木が植わっていると云いますか。そう云う状況になっていたと云う事で、過去の経緯までは分からないですけれども。少なくとも相続した時点でこんな状況になってるんで、どう考えても農地に戻らんよなと云う事で申請に至ったと。過去の経過まではちょっと判らない。</p>
	(議長)	<p>山本推進委員、宜しいですか。はい。</p> <p>その他に質疑はございますか。今日は沢山ございますのでね、わだかまりの無い様に質問して頂きたいと云う風に思いますが。</p> <p>宜しいですか。はい。それでは無い様でございますので、これを持って質疑を終結致します。そして採決を行います。議案第 32 号「非農地の現況証明」に対する可否決定について、原案のとおり可とすることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手でございます。よって議案第 32 号「非農地の現況証明」については、原案のとおり可決をされました。</p>
	事務局	<p>次に、議案第 33 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。従いまして 12 番の下田健一委員の申請案件、整理番号 8 番でございますが。この案件を先に分割審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ご異議無い様でございます。それでは整理番号 8 番を、先に分割審議をすることと致します。それでは 12 番の下田委員は退席をお願い致します。</p> <p>(下田委員 退席)</p> <p>下田委員の退席を確認致しましたので、審議を続行致します。それでは説明をしてください。議案第 33 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用</p>

	議長	<p>集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 2 年 11 月 16 日であります。</p> <p>と云う事で、総括的な説明をさせていただきますので、ご了解ください。</p> <p>(資料は、7-1 から 7-4 頁)</p> <p>頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は 借り人 20、貸し人 29 でございます。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年以上 6 年未満が 21 件で 46,912 ㎡、6 年以上 10 年未満が 4 件で 7,873 ㎡、10 年以上が 6 件で 9,232 ㎡です。設定作物等面積は、水田として利用が 56,270 ㎡、樹園地として利用が 1,563 ㎡、普通畑として利用が 6,184 ㎡。利用権設定面積率は 0.504%であります。詳細については次の頁 7-2 から 7-4 の各筆明細一覧と云う事になるんですけども。</p> <p>以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>そして、これから審議頂きますのは、整理番号が 8 番ですね。8 番のところが対象と云う事で、宜しくお願い致します。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。これより質疑を行います。整理番号 8 番のみ、お諮りを致します。質疑はございますか。質疑は無い様でございますので、質疑を、これを持って終結し、採決を行います。</p> <p>議案第 33 号「農用地利用集積計画」整理番号 8 の決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>それでは、全員が挙手でございます。よって議案第 33 号整理番号 8 については、原案のとおり決定を致します。</p> <p>それでは、下田委員の入室を認めます。</p> <p>(下田委員 着席)</p> <p>それでは審議を続行致します。</p> <p>次に、議案 33 号の整理番号 8 番以外の案件を審議致します。説明してください。</p> <p>はい。ご覧を頂きますと、一番右側に「新・更新の別」と云う事で書かせて頂いております。</p>
	事務局	

<p>議案第 34 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>ほとんどが更新ばかりなんですけども、実は整理番号 9 番。こちら 1 件のみが新規のものでございまして。それ以外は全て更新案件でございます。</p> <p>はい。説明が終わりました。ただ今より質疑を行います。質疑はございますか。質疑無い様でございますので、質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 33 号「農用地利用集積計画」整理番号 8 番以外の決定についてを、原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 33 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定を致しました。以上で議案第 33 号は終わります。</p> <p>次に議案第 34 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 34 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>資料 2 の頁をめくって頂き 2 頁目、利用配分計画の各筆明細をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受ける者 宇谷●●。土地の所在は記載の 9 筆でございまして、面積の合計が 2,715.79 m²。権利の種類と契約期間は、使用貸借による梨栽培でございまして、令和 19 年 12 月 31 日までの 17 年 1 カ月でございます。</p> <p>ちなみにこの整理番号 1 の場所につきましては、松崎駅南梨団地の区画、3 区画を配分するものでございます。</p> <p>整理番号 2 権利の設定を受ける者 整理番号 1 と同じく、宇谷●●。土地の所在は藤津——、面積が 1,686 m²。権利の種類と契約期間は、使用貸借による梨栽培でございまして、令和 11 年 12 月 31 日までの 9 年 1 カ月でございます。</p> <p>整理番号 1、2 とも、新規就農者へ配分するものでございます。ちなみに契約期間が違うのは、大本の農地中間管理事業で地主さんが担い手育成機構に貸し出ししている期間が違うために、こう云う風に契約期間が違うと云う事でご承知を頂きたいと思っております。説明は以上であります。</p>
--------------------------------------	---	--

<p>議案第 35 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>はい。それでは説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんから質疑はございますか。</p> <p>無い様でございます。それでは、無い様でございますので質疑を終結し、採決を行います。議案第 34 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり意見決定をすることに賛成の委員の方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手でございます。よって議案第 34 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 35 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 35 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 3)</p> <p>資料は 3 の枝番 1、枝番 2、枝番 3 と、3 冊お配りしておりますけども。</p> <p>今回照会のあった地籍調査の場所は、大字川上の一部と大字方面の一部でございます。と云う事で資料の 3 の 1、2、3 と 3 つに分けておりますけども。</p> <p>資料 3-1 は調査の行われた区域と地目変更の場所を示す図面をまとめさせて頂きました。資料 3-1、1 頁目が調査の全域でございます。これではどこの場所か分かりませんので、2 頁目に航空写真を付けさせて頂いております。それで、太線で調査範囲を囲っております。左上に見えるのが東郷運動公園ですね。ちなみに、区域がちょうど麻畑に向かう道すがらが、ずっと右上の境界付近辺りと云う風なイメージを持って頂ければ概ね当たりかなと云う風に思いますけども。そう云った場所でございます。</p> <p>そして、3 頁目は大字川上の内、北と南にちょっと図面分かれておりますけども、北半分。それで、黄色い所が農地から非農地に変わる筆と云う事でございます。なにぶんこれ、合筆とかも含まれておりますので、次の頁 4 頁と、航空写真の位置図を比べて大体の形で見て取って頂けたらと思います。</p> <p>地籍調査は当然、区画線とかも変更が出て来ますし、また合筆・分筆と云う事も出て来るので、</p>
--	--------------------------------------	--

		<p>必ずしも現在の航空写真の筆の形とは 100%一致するものではありませんけども、概ねその位置だと云う事でご確認を頂けたらと思います。</p> <p>そして、5 頁目が川上の南。山側の半分。ただこれ、方角がですね、北東方向が図面上側になっております。北は正確に言いますと、左上の方が北になる様に、方位マークが付いておりますので、それを確認頂ければと思いますけども。それに対応する航空写真が 6 頁。そして 7 頁目が大字方面になる所ですね。そして一番最後 8 頁が、航空写真による位置図と云う事でございます。と云う事で、見比べて頂きながらと云う事になるんですけども。これが図面の方の説明でございます。</p> <p>そして、意見照会で挙がって来ております詳しいところ、こちらの一覧表がですね、3-2 が大字川上の一部について、農地から非農地に変わる筆の一覧。そして 3-3 の方が大字方面ですね。大字方面の農地から非農地に変わる一覧と云う事になりますので、対応する部分を図面の方で着色がしてあると云う事になります。ちょっと目を通して頂いて、ご確認をして頂きたいと思いません。説明は以上でございます。</p> <p>議長 河井推進委員 議長 河井推進委員 議長 事務局</p> <p>はい。それでは説明が終わりました。ちょっと目がチラチラして見難いのかなと思ったりしますけども。質疑を、ただ今より行います。もし質疑がございましたらどうぞ、発言してください。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。河井推進委員、どうぞ発言してください。</p> <p>事務局にちょっとお尋ねします。農地地目変更の調査、何処から出て来るんですかこれは。何処の部から出て来る訳、これは。</p> <p>議長 事務局</p> <p>説明してください。</p> <p>まずこの調査の出どころなんですけども。こちらは、東郷支所におります地籍調査班ですね。地籍調査班と云う所が調書を作っているんですけども。</p> <p>順次ですね、ずーっと地籍調査を進めて来ておまして。地元の方に地籍調査に出て頂く方を頼んで、現地を一緒に回ってもらって。測量会社の人達と一緒に回ってもらって、それぞれの土地の境界を「ここですね。」って云う様な形で確認をして頂きつつ、尚且つその土地の状況ですね。地目が何に該当するかって云うことを、関係者、基本的には地主さんに確認をしてもらいながら、取りまとめをして。それで、データがまとまって図面が出来た所から、ちょっとずつこう</p>
--	--	---

	<p>議長 河井推進委員</p>	<p>やって農業委員会の意見を確認したうえで法務局で正式な登記を行うと。そう言う流れの中での「調書」と言うことになりまして。作ってるのが、町民課に属する地籍調査班と云うものになります。</p> <p>これが、一偏にちゃんと全体が済めば良いんですけど、山の中を、実際歩いて回って、測量して掛からないといけないものですから。なかなか暇もお金も掛かると云う事で、毎年ちょっとずつちょっとずつやっている。</p> <p>と云う事で、基本的には農業委員会も、もちろん農地パトロールで見て回って。荒れた所を非農地と云う事でやってる面もあるんですけど。基本的に、一番おおもとなるのは地籍調査に基づくところが基本になります。</p> <p>ただ、ここからちょっと脱線しますけども。例えば羽合地域にしても泊地域にしても、実はずーっと何十年も前に地籍調査が済んじゃってるんですよ。それで、地籍調査の時に農地だったけれども、今はもう、何十年も経っちゃってるので、山林あるいは原野になってると云う所については、そう言う事で農業委員会の方で非農地証明をしたりとか非農地認定をしたりとかと云う事が出て参ります。</p> <p>実際に、この度、あるいは前年とかで地籍調査で成果が挙がって来てる所と、うちの農業委員会の非農地認定なり非農地証明なりした所と被ってる所も実際あるんですけども。最終的には、そう云ったこと、地籍調査の方でまとめて確認をしたうえで法務局の方と調整しながら登記している状況であると言う事をご理解いただければと思います。以上です。</p> <p>河井推進委員、今の説明で良いですか。</p> <p>いや、私が聞いたかったのはね、凶面、こう見て。この度これが出たんだと。じゃあ以前はどれが出ていたのかとか。それから将来、見たところ大体同じ様な状態だと思うんですね。全部ね。だからこうやって一つ一つせずに、範囲を全部するとかね、した方が良くと思うけど。相続される方も、もちろん地主さんが。と云うのが私も十何年前に羽合の方だったんだけど浅津の辺を。もう、その土地はいらないと。そう言う意見が多分に出るんですね。そう言う状況に持って来てね。もうちょっと簡素化できるんじゃないかと思ってね。</p> <p>毎年こう言う事が出るんならね。毎年と云うか所々にね。もうみんな同じ様な状態だと思うんですね。こう言う場所は。現状は。これだけ山の中ですからね。さっきの非農地の問題でも。他</p>
--	----------------------	---

	<p>事務局</p> <p>議長 河井推進委員 議長</p>	<p>の方も同じ様な状態じゃないかと思ったものですからね、聞いた訳です。良いです。</p> <p>地籍調査の区域・エリアと云うのは、毎年変わってるんですよ。同じ場所を何回もやってるわけじゃなくて。ですので、例えば資料 3-1 の 2 頁目を見て頂いた方が良く分かるかと思えますけども。この度挙がって来てる意見照会の場所がここ、太線で囲ってる所。去年はまた別の所で意見照会が挙がって来ております。同じ所を 2 回調査する訳ではないので。</p> <p>ただ、河井推進委員が仰るとおり、山の中にある、地目が田んぼや畑として残ってる様な所と云うのは、現実にもう作ってないので、同じ様に意見照会する迄もなく、原野だったり山林だったりと云う事に変えてしまったら良いのではないかと云う風な趣旨でなかったかと思うんですけども。</p> <p>地籍調査と云うのは基本的にはやっぱり、現地を踏査ですね。現地まで行って、しっかり見て判断をすると云う事が基本であり、それを行わないと地籍調査にならないと云う事がございますので。</p> <p>また、その地籍調査で、現地踏査をやった結果を。結果について、農地が農地でなくなるものについて、農業委員会の意見を聞かなくちゃいけないと云うのもまた、法律上、ルール上決まったことになるものですから。そこはちょっと、申し訳ないですけども毎年毎年、手を変え品を変え、場所が違う事によって意見照会が出て来ると云う事については、手間ではあるかも知れませんが、ご了解を頂きたいと思えます。宜しくお願い致します。</p> <p>河井推進委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>まあ、良く判っておられるんですけども、何とかならんのかなと云う事でね。</p> <p>地籍調査は、今、事務局の方も説明致しましたが、予算の範囲内で進んでいる、進捗している訳でございます。それで、いわゆる整合性の無い現場が多いんですよ。もうここは、台帳は農地になってるけども、現況は誰が見てもこれは「荒れ果てて農地では無い。」と云う様な所がある訳でございます。それを、整合をして行くと云う事でございます。</p> <p>今私が申しましたのは、新しい方が居られるので、参考までに申し上げました。その他に質疑はございますか。</p> <p>はい。無い様でございます。それでは質疑を打ち切りまして、採決を行います。議案第 35 号</p>
--	--	--

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>「地籍調査事業に伴う地目の変更」について、原案のとおり意見決定することに賛成の委員の方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手でございます。よって議案第 35 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」については、原案のとおり決定を致しました以上で議事を終結致します。</p> <p>それでは、その他に入ります。(1) 番、12 月定例総会の予定について。それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 12 月定例総会の予定について 12 月 10 日 (木) 午後 3 時 から ○ 湯梨浜町認定農業者協議会研修会 について 11 月 17 日 (火) 午後 1 時 30 分 から (活性化センターはまなす) ○ 11 月農家相談会の日程について 11 月 19 日 (木) 午前 9 時 ～ 正午 担当： 横川 力 委員、山上真治 委員、河井勝重 推進委員 ○ 鳥取県農業会議 農業委員会特別研修会 について 11 月 19 日 (木) 午後 1 時 30 分 ～ 午後 3 時 30 分 (予定) 出席者 長谷川、土海、清水、山田、下田、井坂、岡本 ○ 建議の提出について 11 月 24 日 (火) 午後 3 時 00 分 ～ 午後 4 時 00 分 (応接室) 出席者 会長、職務代理、部会長、副部会長 ○ 先進地県外視察について 1 月下旬 高知県 人・農地プランの実質化について学ぶ ○ 人・農地プランの地区座談会について 羽衣石 11 月 20 日 (金) 午後 7 時 00 分 ～ 門田 12 月 8 日 (火) 午後 7 時 00 分 ～ ○ 建議の検討 検討会での作成案を基に協議し、内容を決定
--------------	---------------------	---

6 閉会

議長

以上を持ちまして、令和 2 年度第 8 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうも
ご苦労様でした。

(閉会 午後 5 時 0 2 分)